

(8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をする。

令和4年5月7日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について

鳥取県営住宅の明渡し等の請求について、次のとおり訴えを提起する。

1 相手方

倉吉市 個人

2 請求の趣旨

県営住宅入居者に対し、県営住宅の明渡しを求めるとともに、当該県営住宅に係る損害賠償金の支払及び訴訟費用の負担を求める。併せて、当該県営住宅の明渡し及び損害賠償金の支払について、仮執行の宣言を求める。

3 訴訟の方針

第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。